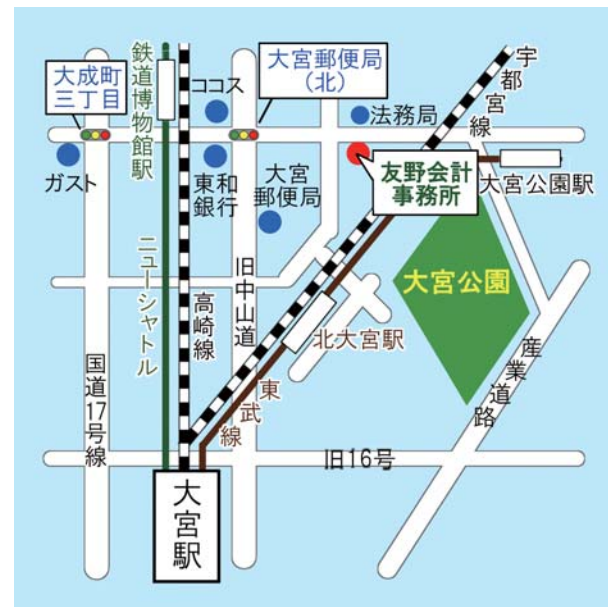


お客様の成長・発展が私たちの喜びです。

● 業務案内 ●

 友野会計事務所

〒331-0813 埼玉県さいたま市北区植竹町1-43-2
TEL048-666-0756 FAX048-665-1817
<http://www.tomono-kaikei.com>
E-mail : tomono-kaikei@tkcnf.or.jp



東武野田線北大宮駅より徒歩7分
ニューシャトル鉄道博物館駅より徒歩12分
東武野田線大宮公園駅より徒歩7分

お車でお越しの方は…
国道17号より大成町3丁目交差点を、大宮公園方面
旧中山道より大宮郵便局(北)交差点を、大宮公園方面

 友野会計事務所

お客様の多様なニーズに“総合力”でお応えします。



所 長 友野 孝重 副所長 友野 行晴

お客様を取り巻く環境は、常に変化しています。そのなかでお客様が御成長・御発展を遂げられることが私たちの喜びです。

そのためには、お客様の多様なニーズに対して最新の情報と知識をもって応えていく職業会計人の集団であることこそが、私たち友野会計事務所の理念であり命題であると考えています。

また、幅広い提携先とともに、税務会計業務にとどまらない総合的なサポートを心がけております。

CI・シンボルマーク



シンボルマークは、友野会計事務所の頭文字であるTと、2人の人間(友野会計事務所・お客様)をモチーフに、明るく活発なイメージを表現しています。

顧客第一主義をモットーに“暖かい人間性”と“信頼”を大切にいく企業姿勢を明確に表しています。

コーポレートカラーには、“希望”“躍進”をエメラルドグリーンでイメージし、未来に向けて飛躍する姿を表しています。

事務所理念

私達は、お客様のニーズに対応すべく常に新しい情報と知識を身につけ、お客様に満足して頂く業務を提供することを目的とします。

その結果お客様が成長・発展し、社会に広く貢献することを私達の喜びとし、その喜びを新たな業務の糧とする職業会計人の集団を目指します。

事務所概要

名 称	友野会計事務所
所 員 数	23人
所 在 地	〒331-0813 埼玉県さいたま市北区植竹町1-43-2
電 話 番 号	048-666-0756
F A X 番 号	048-665-1817
沿 革	昭和44年6月 友野孝重税理士登録 埼玉県浦和市(現:埼玉県さいたま市)に 友野会計事務所設立 昭和46年4月 埼玉県大宮市(現:埼玉県さいたま市)へ事務所移転 昭和48年4月 TKC入会 昭和55年8月 友野孝重行政書士登録 平成元年 9月 大宮市植竹町(現:さいたま市北区植竹町)に 新事務所竣工 平成 5年 7月 友野行晴税理士登録
提 携 先	株式会社TKC TKC金融保証株式会社 大同生命保険株式会社 日本興亜損害保険株式会社 ならびに弁護士・司法書士・社会保険労務士・ハウスメーカー 等幅広く提携しております。



開業・設立支援

開業・会社設立の準備は万全ですか？

開業・設立後、事業がうまくいくかどうかは設立前の丁寧な計画と準備にかかっています。また、開業・設立前後には、想像以上の資金の準備が必要となります。

お客様の円滑な開業・設立のために、制度融資の活用や金融機関との対応によるスムーズな資金調達を支援します。また、事業計画の作成・官公庁への各種手続き等から設立後の会計・税務までトータルにサポートいたします。

個人で開業を考えている方、既に開業していて法人成を考えている方もご相談下さい。

経営計画・黒字化支援

黒字決算を継続し、百年企業を目指しませんか？ 会社の方向性やビジョンを明確にしましょう。

経営者が夢を実現し、企業が永続的に存続するためには、黒字経営の持続が必要不可欠です。

黒字化を実現させるには、目標利益を設定し、自社の進むべき方向性を明らかにし、経営計画を立てた上で積極的に実践・検証していくことが大切です。

当事務所では、お客さまの経営戦略に基づく3~5年の中期経営計画と、それに基づく次期利益計画等の作成を支援いたします。

経営計画の作成を通して、会社の方向性やビジョンを明確にしていきましょう。

月次巡回監査

迅速な経営判断を可能にします。

当事務所では、巡回監査を基本業務としております。

なぜなら、タイムリーに作成された月次試算表によって、金融機関が企業の信頼性を測る時代となったからです。

また、経営者は常に会社の状態を把握していなければ、迅速な意思決定ができません。そしてタイムリーな月次試算表は、月次巡回監査を通じた月次決算によってのみ作成されます。

当事務所では月次巡回監査によるお客様の迅速な意思決定情報の提供を支援いたします。

自計化支援

最新の業績を自社で把握しましょう。

自社の現在までの売り上げはいくらか、利益はどの程度出ているのか、資金繰りはどうか…。日々変化する会社の業績情報の把握が経営者にとっての最重要課題ではないでしょうか。

これらの会社の業績をより瞬時に把握するためには、企業が日々の取引記録から自ら財務計算すること(自計化)が必要となります。

当事務所では財務会計ソフトの導入から運用の支援まで一貫した自計化サポートによって、お客様の迅速な意思決定情報の提供を支援いたします。

節税対策

適切な節税対策はとれていますか？

決算日以後に節税対策はできません。決算日を迎える前に、その年度の利益額・納税額を把握し、戦略的に納税対策を決定していくことが重要です。当事務所では、決算前に対策会議を実施し、有効な経費の先行支出、特例税制の活用、人件費の割当、保険の活用等、お客様の節税対策を積極的に支援いたします。

また、適切な税務手続を選択することで消費税の節税計画を作成したり、法人成や組織改編による法人税・所得税の課税スキームを改善するなど、お客様の中長期的な節税対策も支援しております。

記帳代行・給与計算

記帳業務や給与計算業務でお困りではないですか？

法人・個人を問わず税務申告や経営状態の把握のためには、きちんとした帳簿をつける必要があります。

従業員を雇用すれば毎月の給与計算もしなければいけません。

このような面倒な経理業務は当事務所にお任せ下さい。

記帳代行では、領収書・通帳コピー等をお預かりし、毎月の試算表の作成から、総勘定元帳の作成・決算書の作成までを行います。

給与計算代行では、タイムカード・出勤簿等をお預かりし、給与明細・賃金台帳の作成から年末調整までを行います。

相続対策・経営承継

事業や財産の承継は万全ですか？

経営者や資産家の皆様が、営々と築かれてきた事業や財産を、絶えることなく次代へ確実に継承されるよう、税務・会計の専門家として経営・法律・税金・資産面からサポートいたします。

会社が継続するうえで避けて通れないのは、事業承継です。自社株の評価計算等により相続税を算定し、納税資金の手当てや生前贈与の検討など総合的な対策を講じます。

税金の中で最も「高い」と言われるのが相続税です。事前の有効な相続対策を行うことにより、納税資金を円滑に確保するとともに相続税を適正最少限に抑えます。

リスクマネジメント

万が一のリスクに備えていますか？

企業を脅かすリスクにはさまざまなものがあります。企業を永続的に発展させていくには、コントロールできないリスクについて資金手当を検討することが必要です。

経営者としては、最悪の事態を想定し、危機管理としてあらかじめ何らかの手を打っておくことが重要です。

当事務所では、企業のさまざまなリスクについて適正な保障（補償）額を算出し、生命保険・損害保険契約のご提案、役員・従業員の退職金対策の立案等を行います。

特殊法人運営支援

医療法人

開業後の安定経営を目指しませんか？

近年、診療報酬のマイナス改訂の傾向が続き、病医院の経営環境がますます悪化するなかでは、今まで以上に自院の状況を的確に把握することが重要です。

当事務所では、①医療法人の設立、②財務会計システムによる自計化支援、③黒字医療機関との財務体質比較や経営策定などによる経営改善支援、④タイムリーな業界情報の提供——等により、病院や診療所の健全経営をサポートするとともに、診療所の新規開業におけるさまざまな支援を積極的に行います。

公益法人

新公益法人制度への対応は万全ですか？

平成20年12月1日に「公益法人制度改革関連3法案」が施行されました。これに伴い現行の公益法人は5年間の移行期間中に、新法に基づく公益法人となるか一般法人となり公益事業を続けるかを判断しなければなりません。

しかし、既に移行期間中となっても関わらず、公益認定等委員会に移行申請を行った法人数は伸び悩んでいるのが実情です。

このことは移行申請にかかる書類の難解さから、他の法人を申請をしてから、自法人の申請を行おうとする様子見姿勢の現れではないでしょうか。

当事務所では、貴法人の移行の弊害となる問題点を発見し、スムーズに移行手続が進むような支援をいたします。お気軽にご連絡下さい。

社会福祉法人

経営の透明性確保が求められています。

社会福祉法人は「施設運営・管理」から「法人単位の経営」が求められます。このようななか、経営の透明性確保に向けて第三者評価事業や外部監査の導入が重要視されてきています。

当事務所では、社会福祉法人向けの財務会計システムによって、社会福祉法人会計基準や就労支援事業会計処理基準、さらには消費税法等に完全準拠した会計処理を支援するとともに、迅速な月次決算によって予算執行状況をリアルタイムにレポートします。さらに、優良な事業者の財務内容と比較した財務分析を行い問題点を抽出します。

宗教・学校法人

適法で正確な運営・経理体制を構築しませんか？

宗教法人や学校法人は、営利を目的とする一般企業とは異なる性質の法人であり、税務申告については収益事業の適切な区分が重要であり、各種書類作成なども高い専門性が求められます。

当事務所は宗教法人・学校法人それぞれに特化した専用の会計システムで、決算報告書など最新の法体系にのっとった会計書類の作成を支援します。

また、個々の運営単位ごとに会計処理業務の流れをチェックし、効率的な会計処理の仕組みを構築するコンサルティングを実施することで、宗教法人・学校法人の健全な運営を支援します。